

タバコは地元で買いましょう!!



「喫煙者と禁煙者が分
かりあえる環境を！」田
村たばこ販売協同組合女
性部（遠藤久代部長（船
引町）と）ＪＴ日本たばこ
の職員の皆さんが、九月
十六日、町内の沿道や公
共施設地に投げ捨てられ
た、タバコの吸殻や空き
缶などを拾い集め、環境
の美化に汗を流してくだ
さいました。
紙上より御礼申し上げ
ます。

清掃ありがとうございました
うざいました

『公共下水道事業に関するアンケート』調査結果がまとまりました。
～快適環境のまちづくりをめざして～

8月24日から9月9日にかけて、関係10行政区を対象に公共下水道住民説明会を開催いたしました。延べ208名の住民の皆さんの出席をいただきました。

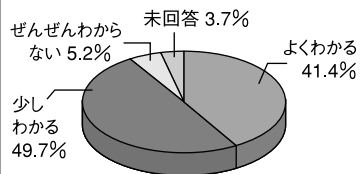
8月24日	谷津作地区	谷津作地区研修センター
25日	平館地区	平館集会所
26日	中通地区	小野町商工会 会議室
31日	小野赤沼地区	小野赤沼多目的集会施設
9月 1日	荒町地区	こまち交流館
2日	本町地区	本町コミュニティーセンター
3日	横町地区	こまち交流館
7日	仲町地区	小野町役場 第1会議室
8日	反町地区	七合田集会所
9日	大八地区	大八多目的集会施設

説明会では出席されました皆さんに「下水道事業に関するアンケート」調査についてご協力をいただいたものでありますが、その内容については、①下水道の役割やしくみ、②下水道の必要性、③下水道への加入、④家庭の汚水処理方式、⑤既存浄化槽の設置年数等についてお尋ねしたものです。

アンケートの結果については、次のとおりです。

アンケート対象者数	208名
アンケート回答者数	191名
アンケート回収率	91.8%

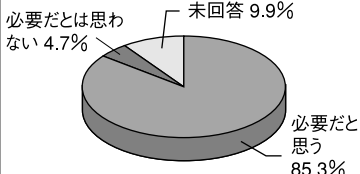
Q1. あなたは、下水道の役割やしくみを知っていますか？



「よくわかる」と答えた方が91.1%を占め、下水道に関する関心度や理解度の高さがうかがえます。

今後も引き続き、広報紙や説明会の開催等を行い、住民の皆さんの理解が更に深まりますよう工夫してまいります。

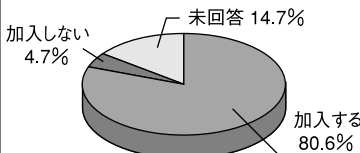
Q2. 小野町に下水道は必要だと思いますか？



下水道が「必要だと思う」と答えた方が85.3%と高い割合であった一方で、「必要だとは思わない」と答えた方が4.7%の割合でおられました。

「必要だとは思わない」と答えた方は、個人負担や高齢者世帯及び整備の時間がかかり過ぎるなどを主な理由にあげられておりました。

Q3. 小野町が下水道を整備した場合には、下水道に加入(接続)していただけますか？



下水道が使えるようになった場合には、下水道法により下水道への接続、水洗便所への改造義務が定められており、下水道区域内においては全戸加入が基本となります。

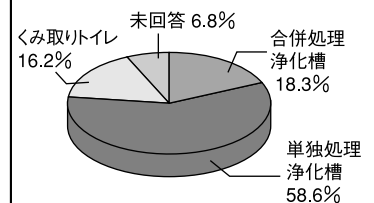
しかしながら、下水道整

備にあたりましては町負担のみならず、個人負担も伴うものですからあえてお尋ねさせていただいたものです。

説明会では、概ねの個人負担額等を説明した上でアンケートにお答えいただいたものですが、「加入する」と答えた方が80.6%と下水道整備の必要性が改めて浮き彫りになったのではと思われるます。

一方で、「加入しない」、「未回答」の方が19.4%と5人に1人の割合でおられますので、町といたしましては、今後、更なるご説明をさせていただきながら、ご理解が得られますよう努力したいと考えております。

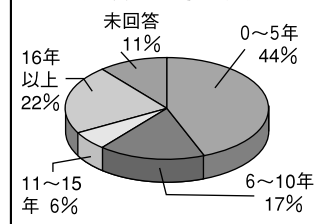
Q4. ご家庭の汚水処理はどの方式ですか？



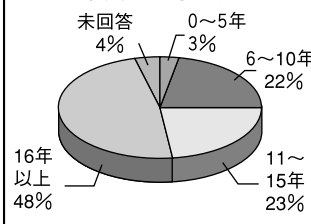
「単独浄化槽」、「くみ取りトイレ」と答えた方が74.8%を占め、下水道区域内の水洗化（し尿処理と生活雑排水）整備が「合併処理浄化槽」による18.3%と、依然として低い数値であることがわかります。

したがって、家庭からの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流され、公共用水域の汚濁の一つの原因となっていることがわかります。

Q5. 浄化槽を設置されてから何年になりますか？(合併処理浄化槽)



Q5. 浄化槽を設置されてから何年になりますか？(単独処理浄化槽)



合併処理浄化槽については「0~5年」、「6~10年」と、設置されてから10年以内の浄化槽が61%を占め、耐用年数にはまだまだ余裕があることがうかがえますが、一方で単独処理浄化槽については、「11~15年」、「16年以上」が71%と高い割合にあり、下水道整備が完了する平成34年度までにはほとんど浄化槽が耐用年数を迎えることとなり、その更新時期に合わせた下水道の整備が必要であると考えられます。

なお、町では、今回取りまとめた調査結果に基づき、詳細な検討を重ねながら、次回説明会の開催、下水道区域内の住民の方々（今回の説明会を欠席された方々を含む）を対象とした意向調査を実施するなど、合意形成に向け努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎事務担当
地域整備課 ☎72-6936